

令和2年度

第2回

定期監査報告書
(その1)

福生市立学校

福生第二小学校

福生市監査委員

令和 2 年度第 2 回定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の対象

福生市立福生第二小学校における令和 2 年度(令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで)に執行された財務に関する事務及びその他の事務の執行等について監査を実施した。

第 3 監査の期間

令和 2 年 12 月 7 日から令和 3 年 2 月 25 日まで

[書面による説明聴取日 令和 3 年 1 月 13 日]

第 4 監査の主な着眼点及び実施内容

次の点を主眼に、関係諸帳簿及び関係書類等の照合を行い、質疑については、新型コロナウイルス感染症への対応により、書面にて関係者から回答を得るなどの監査手続により実施した。

- 1 財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか。
- 2 学校徴収金の管理が適正に行われているか。
- 3 薬品類の管理が適正に行われているか。
- 4 校舎等施設及び通学路の安全管理が適正に行われているか。

第 5 監査の結果

福生市監査基準(令和 2 年 3 月 26 日決定)に準拠し監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることについては、重要な点においておおむね認められた。

なお、一部において改善を要する事項が見受けられたので、次のとおり記述する。

1 学校徴収金の管理事務について

教材費等の児童・生徒の保護者等が負担すべき経費を徴収し、金融機関への預託により管理している学校徴収金について、教育委員会が定めた「福生市立学校の学校徴収金事務取り扱いに関する基準」(以下「基準」という。)に従って管理事務が行われているか確認したところ、おおむね適正に処理されていたが、現金出納簿の照合作業や教材購入業者の請求書の管理、校内監査等にお

いて一部改善すべき点が見受けられた。

現金出納簿については、毎月の預金通帳との照合作業後に確認印を押印し、照合したことの証跡を残すようにされたい。また、教材購入業者の請求書は、支出する際の根拠資料として支出承認書に添付するなどの方法により、適切に管理されたい。校内監査については、監査報告書を整備し、基準に定められた事務手続をよりの確に執行するよう努められたい。

2 予算の執行状況について

令和2年4月1日から令和2年9月30日までににおける歳出予算の執行状況は、別表のとおりである。

別表

令和2年度
予 算 の 執 行 状 況

一般会計 福生第二小学校

歳 出

令和2年9月30日現在 (単位:円・%)

款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
9		教育費	14,334,000	5,367,093	8,966,907	37.4	
	1	教育総務費	9,680,000	3,616,935	6,063,065	37.4	
		2 教育指導管理費	1,180,000	178,926	1,001,074	15.2	5 教職員研修費 0 6 教育指導費 0 9 I C T推進事業費 178,926
		3 教育支援費	8,500,000	3,438,009	5,061,991	40.4	4 学校運営費 665,170 5 教育環境整備支援費 2,672,352 6 特別支援教育振興費 100,487
	2	小学校費	4,654,000	1,750,158	2,903,842	37.6	
		1 学校管理費	4,654,000	1,750,158	2,903,842	37.6	1 施設管理費 1,750,158
		合 計	14,334,000	5,367,093	8,966,907	37.4	

令和2年度

第2回

定期監査報告書
(その2)

教 育 部

図 書 館

福生市監査委員

令和 2 年度第 2 回定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の対象

教育部図書館における令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで）に執行された財務に関する事務及びその他の事務の執行等について監査を実施した。

第 3 監査の期間

令和 2 年 12 月 7 日から令和 3 年 2 月 25 日まで

[書面による説明聴取日 令和 3 年 1 月 14 日]

第 4 監査の主な着眼点及び実施内容

次の点を主眼に、関係諸帳簿及び関係書類等の照合を行い、質疑については、新型コロナウイルス感染症への対応により、書面にて関係者から回答を得るなどの監査手続により実施した。

- 1 財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか。
- 2 事務事業の管理運営が合理的かつ効率的に行われているか。

第 5 監査の結果

福生市監査基準（令和 2 年 3 月 26 日決定）に準拠し監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることについては、重要な点においておおむね認められた。

なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、次のとおり記述する。

1 消防設備等点検の結果に係る書類の適正な処理について

公共施設については、毎年度消防設備等の点検を実施しているが、消防用設備等点検結果総括表及び消火器具点検票（以下「点検書類等」という。）を確認したところ、防火管理者及び点検の立会者の氏名が記載されていないものが見受けられた。消防設備等の点検は専門業者へ委託しているが、その実施主体は市であり、結果については必ず確認し、点検書類等に記名されたい。また、点検に立会った場合は立会者の氏名を漏れなく記載されたい。

2 暗証番号の管理について

武蔵野台図書館においては、利用者から収納した複写料金等や領収するための出納印を暗証番号入力式の金庫に保管し、暗証番号は職場内で共有しているが、これまでに暗証番号を変更したことはないとのことである。セキュリティレベル向上の観点からも、数年に一度は暗証番号を変更することを要望する。

3 予算の執行状況について

令和2年4月1日から令和2年9月30日までににおける歳入歳出予算の執行状況は、別表のとおりである。

別表

令和2年度
予算の執行状況

一般会計 教育部 図書館

歳入

令和2年9月30日現在 (単位:円・%)

款	項	目	予算現額	調定額	収入済額	収入比率		説明
						対予算	対調定	
15		使用料及び手数料	62,000	10,100	9,100	14.7	90.1	
	1	使用料	62,000	10,100	9,100	14.7	90.1	
		4 教育使用料	62,000	10,100	9,100	14.7	90.1	2 地域会館使用料 1 地域会館使用料 9,100
22		諸収入	130,000	13,102	13,102	10.1	100.0	
	3	雑入	130,000	13,102	13,102	10.1	100.0	
		1 雑入	130,000	13,102	13,102	10.1	100.0	1 弁償金 2 資料等紛失弁償金 (図書館) 2,686 3 雑入 4 図書館資料複写手数料 (図書館) 0 5 資源売払収入 (図書館) 0 14 複写機等利用料 (図書館) 1,240 40 公衆電話利用料 (図書館) 0 41 太陽光発電電力売払収入 (図書館) 3,066 51 公衆電話委託手数料 (図書館) 110 52 シルバー人材センター業務用電話利用料 (図書館) 6,000

歳出

令和2年9月30日現在 (単位:円・%)

款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説明
9		教育費	261,298,000	110,463,219	150,834,781	42.3	
	4	社会教育費	261,298,000	110,463,219	150,834,781	42.3	
		3 図書館費	261,298,000	110,463,219	150,834,781	42.3	1 職員人件費 67,611,632 2 図書館運営費 8,012,049 3 中央図書館費 21,964,547 4 わかざり図書館費 4,226,836 5 わかたけ図書館費 4,233,313 6 武蔵野台図書館費 4,041,395 7 車両管理費 373,447
		合計	261,298,000	110,463,219	150,834,781	42.3	